

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、子ども・子育て支援制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県阿南市長

## 公表日

令和5年7月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援制度に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①世帯状況の確認及び保育の必要性の認定事務 ②入所等に係る利用調整事務 ③利用者負担額の算定及び決定事務 ④利用者負担額の収納及び滞納整理事務 ⑤施設・事業所ごとの給付費決定事務 ⑥児童台帳の管理事務 ⑦延長保育、一時預かり保育等に関する事務 ⑧報告書その他各種資料の作成事務 ⑨地域子ども子育て支援事業に係る実費徴収補足給付事業に関する事務 ⑩びったりサービス:マイナポータルを通じて利用できるサービス検索、電子機能により、届出等の書類を受領する事務
③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の8及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条および第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の13及び116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉事務所こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎ 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所こども課 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎ 0884-22-1593

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	こども課長 倉野 克省	課長 川端 浩二	事後	
	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	阿南市企画部行政情報課 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎0884-28-9885	阿南市総務部総務課 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎0884-22-3804	事後	
	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 川端 浩二	子ども課長	事後	
	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
	II 取扱者数1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II 取扱者数1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	監査実施の有無	外部監査○	外部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II 取扱者数1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	監査実施の有無	[ ] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①世帯状況の確認及び保育の必要性の認定事務 ②入所等に係る利用調整事務 ③利用者負担額の算定及び決定事務 ④利用者負担額の収納及び滞納整理事務 ⑤施設・事業者ごとの給付費決定事務 ⑥児童台帳の管理事務 ⑦延長保育、一時預かり保育等に関する事務 ⑧報告書その他各種資料の作成事務	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第165号)等に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①世帯状況の確認及び保育の必要性の認定事務 ②入所等に係る利用調整事務 ③利用者負担額の算定及び決定事務 ④利用者負担額の収納及び滞納整理事務 ⑤施設・事業者ごとの給付費決定事務 ⑥児童台帳の管理事務 ⑦延長保育、一時預かり保育等に関する事務 ⑧報告書その他各種資料の作成事務 ⑨地域子ども子育て支援事業に係る実費徴収補足給付事業に関する事務	事前	
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第165号)等に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①世帯状況の確認及び保育の必要性の認定事務 ②入所等に係る利用調整事務 ③利用者負担額の算定及び決定事務 ④利用者負担額の収納及び滞納整理事務 ⑤施設・事業者ごとの給付費決定事務 ⑥児童台帳の管理事務 ⑦延長保育、一時預かり保育等に関する事務 ⑧報告書その他各種資料の作成事務 ⑨地域子ども子育て支援事業に係る実費徴収補足給付事業に関する事務	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第165号)等に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ①世帯状況の確認及び保育の必要性の認定事務 ②入所等に係る利用調整事務 ③利用者負担額の算定及び決定事務 ④利用者負担額の収納及び滞納整理事務 ⑤施設・事業者ごとの給付費決定事務 ⑥児童台帳の管理事務 ⑦延長保育、一時預かり保育等に関する事務 ⑧報告書その他各種資料の作成事務 ⑨地域子ども子育て支援事業に係る実費徴収補足給付事業に関する事務 ⑩びったりサービス:マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを扱う事務③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 子ども・子育て支援システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能		
令和5年5月22日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月22日	II 取扱者数1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	